

平成22年10月4日

投資主各位

東京都港区浜松町二丁目4番1号
オリックス不動産投資法人
執行役員 佐藤 健

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書面用紙に賛否をご表示いただき、平成22年10月25日（月曜日）午後5時20分までに本投資法人に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第17条第1項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

規約第17条第1項

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」

したがって、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をされない場合には、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：平成22年10月26日（火曜日） 午前10時

2. 場 所：東京都港区浜松町二丁目4番1号

世界貿易センタービル3階

「WTCコンファレンスセンター Room A」

（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、会場が前回と異なっておりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

議案の要領は、後記の「投資主総会参考書類」（3頁から5頁）に記載のとおりであります。

第2号議案：補欠執行役員1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎投資主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の本投資法人ウェブサイト (<http://www.orixjreit.com/>) においてその内容を掲載させていただきます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社の主催による「運用状況報告会」が開催される予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 議案の要領及び提案の理由

- ① 本投資法人における中長期的な分配金水準の維持・向上を実現するためには、収益特性の異なる用途の不動産関連資産を環境の変化に合わせ、柔軟に取得できる体制を整えることが有効であると考え、ポートフォリオの安定性向上に貢献することが期待できる住宅への投資を再開するため、現行規約における本投資法人の資産運用の方針について、投資の対象となる不動産関連資産は、平成20年5月29日時点で保有しているものを除き、「主たる用途が居住以外の用に供される不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産」に限定する旨規定していたところ、当該投資対象の限定に係る規定を削除するものです（現行の規約別紙1「資産運用の対象及び方針等について」「Ⅱ資産運用の方針」(3)ただし書）。
- ② 本投資法人の資産運用の方針について、主たる投資対象地域である「首都圏」の定義を明確化するものです（変更後の規約別紙1「資産運用の対象及び方針等について」「Ⅱ資産運用の方針」(4)）。
- ③ 補欠執行役員及び補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間に関し、規約において別段の定めをおくものです（変更後の規約第21条第3項及び第24条第3項）。
- ④ その他必要な表現の変更を行うものです（変更後の規約第13条）。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第13条 (投資主総会の招集公告及び招集通知)</p> <p>1 【条文省略】</p> <p>2 【条文省略】</p>	<p>第13条 (投資主総会の開催公告及び招集通知)</p> <p>1 【現行どおり】</p> <p>2 【現行どおり】</p>
<p>第21条 (執行役員任期)</p> <p>1 【条文省略】</p> <p>2 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p>	<p>第21条 (執行役員任期)</p> <p>1 【現行どおり】</p> <p>2 【現行どおり】</p> <p>3 <u>補欠執行役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において執行役員が選任されなかった場合には、執行役員が選任された直近の投資主総会）において選任された執行役員任期が満了する時までとする。</u></p>
<p>第24条 (監督役員任期)</p> <p>1 【条文省略】</p> <p>2 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p>	<p>第24条 (監督役員任期)</p> <p>1 【現行どおり】</p> <p>2 【現行どおり】</p> <p>3 <u>補欠監督役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において監督役員が選任されなかった場合には、監督役員が選任された直近の投資主総会）において選任された監督役員任期が満了する時までとする。</u></p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>別紙1 資産運用の対象及び方針等について</p> <p>II 資産運用の方針</p> <p>【以下(1)及び(2)につき、条文省略】</p> <p>(3) 本投資法人は、不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の用途が賃貸事業の用に供されるものを中心に投資を行う。<u>ただし、主たる用途が居住以外の用に供されるものに限られるものとする（本投資法人が平成20年5月29日時点で保有しているものを除く。）。</u></p> <p>(4) 本投資法人は、主として首都圏を投資対象地域とする。</p> <p>【以下(5)から(11)まで、条文省略】</p>	<p>別紙1 資産運用の対象及び方針等について</p> <p>II 資産運用の方針</p> <p>【以下(1)及び(2)につき、現行どおり】</p> <p>(3) 本投資法人は、不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の用途が賃貸事業の用に供されるものを中心に投資を行う。</p> <p>(4) 本投資法人は、主として首都圏（<u>東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の区域をいう。</u>）を投資対象地域とする。</p> <p>【以下(5)から(11)まで、現行どおり】</p>

- 3 本議案について、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第111条第3項において準用する会社法第384条の規定により監督役員が報告すべき事項はありません。

第2号議案：補欠執行役員1名選任の件

1 議案の要領及び提案の理由

平成22年5月28日開催の第7回投資主総会における佐藤光男の補欠執行役員選任決議は、本投資主総会の開始時をもってその効力を失うことから、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、平成22年9月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものであります。

なお、第1号議案が可決された場合には、本議案に係る補欠執行役員選任の決議が効力を有する期間は、第1号議案による変更後の規約第21条第3項に従い、現執行役員の任期が満了する時までとなります。

2 次の者の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(さとうみつお) 佐藤光男 (昭和32年1月1日生)	昭和55年4月 オリエン特・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 平成15年10月 オリックス・リアルエステート株式会社(現オリックス不動産株式会社)不動産事業第六部長 平成16年3月 同社 不動産事業第三部長 平成16年4月 同社 都市開発事業部長 平成17年8月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤) 平成18年3月 同社 取締役専務執行役員 平成18年8月 同社 代表取締役社長(現職)
保有する本投資法人の投資口の口数	なし

- ・投資法人の計算に関する規則第74条第6号に定める重要な兼職に該当する事実
オリックス・アセットマネジメント株式会社代表取締役社長
- ・本投資法人との特別の利害関係
本投資法人は、上記候補者が代表取締役社長に就任しているオリックス・アセットマネジメント株式会社に対して、資産の運用業務等を委託しております。

3 本議案について、投信法第111条第3項において準用する会社法第384条の規定により監督役員が報告すべき事項はありません。

4 上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第17条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

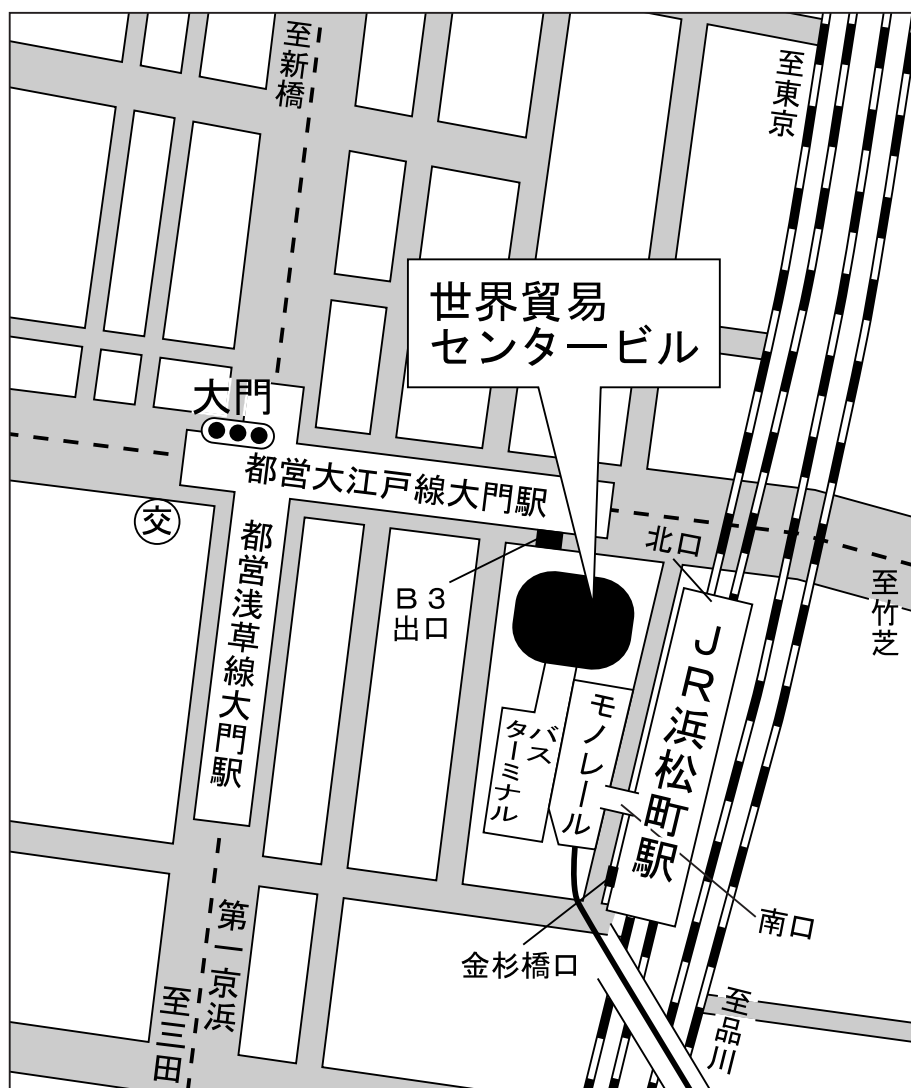
なお、上記の第1号議案及び第2号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル3階「WTCコンファレンスセンター Room A」
- 交 通
- ・ JR線（山手線・京浜東北線） 浜松町駅より（直結）
 - ・ 東京モノレール（羽田線） 浜松町駅より（直結）
 - ・ 都営地下鉄（浅草線・大江戸線） 大門駅B3出口より（地下直結）

会場付近略図



※駐車場のご用意はいたしていませんので、ご了承のほどお願いいたします。